

◆ ◇ ◆ 生理休暇について ◆ ◇ ◆

生理休暇は、女性が生理に伴う体調不良により就業することが困難である場合に、各企業内の休暇制度に関わらず取得できる休暇として、労働基準法68条に定められています。

労働基準法68条

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

生理休暇は、労働基準法が定める休暇制度ですから、各企業内の休暇制度にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女性労働者から請求があれば必ず付与されなければなりません。

1回の生理期間には個人差があります。したがって、企業ごとに生理休暇の取得上限日数を設けることはできません。

また、生理に伴う生理痛やPMSなどの症状には個人差があり、症状が比較的強くない人もいますが、布団から起き上がれないほどの倦怠感、腹痛、腰痛などを訴える人もいます。

生理休暇の手続きを煩雑にすると、制度の趣旨が没却される恐れがあることから、「原則として特別の証明がなくても女性労働者の請求があった場合はこれを与えることとする」とされています。労働者から診断書などの証明書の提示がなくても、生理休暇の取得を拒否することはできません。

また、労働者が生理休暇を請求する場合に、使用者が当該労働者の生理周期や症状について事細かく説明することを求めることは、セクシャル・ハラスメントやプライバシー侵害に当たる可能性がありますので、注意が必要です。

生理休暇についてのさらに詳しい解説は、厚労省が作成した「働く女性と生理休暇について」をご確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001150877.pdf>)

